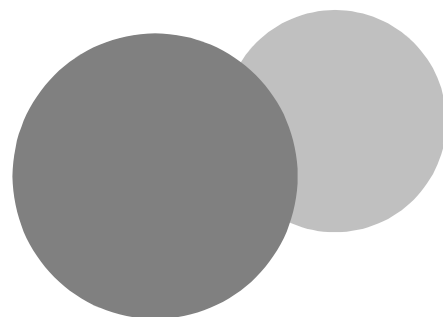


## 第5章 子ども・子育て支援事業

---





# 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

## 1-1 概要

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、ニーズ調査（一宮市子ども・子育て支援に関するアンケート調査）により、保護者の潜在的な希望も含めた利用意向を把握しました。

「教育・保育提供区域」を定め、利用意向に基づき「事業量の推計」を行い、これを達成することができる提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

### 【一宮市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要】

#### ■ 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を一宮市が算出するため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

#### ■ 調査の対象と配布・回収数

対 象	配布数	回収数	有効回収数
①就学前児童の保護者	2,000 票	960 票 (48.0%)	955 票 (47.8%)
②就学児童（小学生）の保護者	2,000 票	978 票 (48.9%)	974 票 (48.7%)

#### ■ 調査期間

平成 25 年 11 月 12 日～11 月 26 日

#### ■ 調査の方法

郵送配布・回収

#### ■ 調査項目

1. 家族等の状況
2. 子どもの育ちをめぐる環境について
3. 保護者の就労状況
4. 保育園や幼稚園などの利用について
5. 放課後の過ごし方（放課後児童クラブの利用意向）
6. 病児・病後児保育について
7. 一時預かりについて
8. 地域の子育て支援サービスについて
9. 子育てと仕事の両立について
10. 子育てと地域社会について
11. 子育て全般について

## 1-2 教育・保育提供区域

### (1) 教育・保育提供区域とは

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、事業の量の見込みと確保策の記載をして施設や事業の整備を図ります。

### (2) 幼児期の教育・保育に関する区域の設定

次のとおり東区域、西区域、北区域の3つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	含まれる連区
東区域	貴船・大志・向山・富士・西成・丹陽町・千秋町
西区域	神山・大和町・萩原町・開明・三条・小信中島・起・大徳・朝日
北区域	宮西・葉栗・浅井町・北方町・今伊勢町・奥町・木曾川町

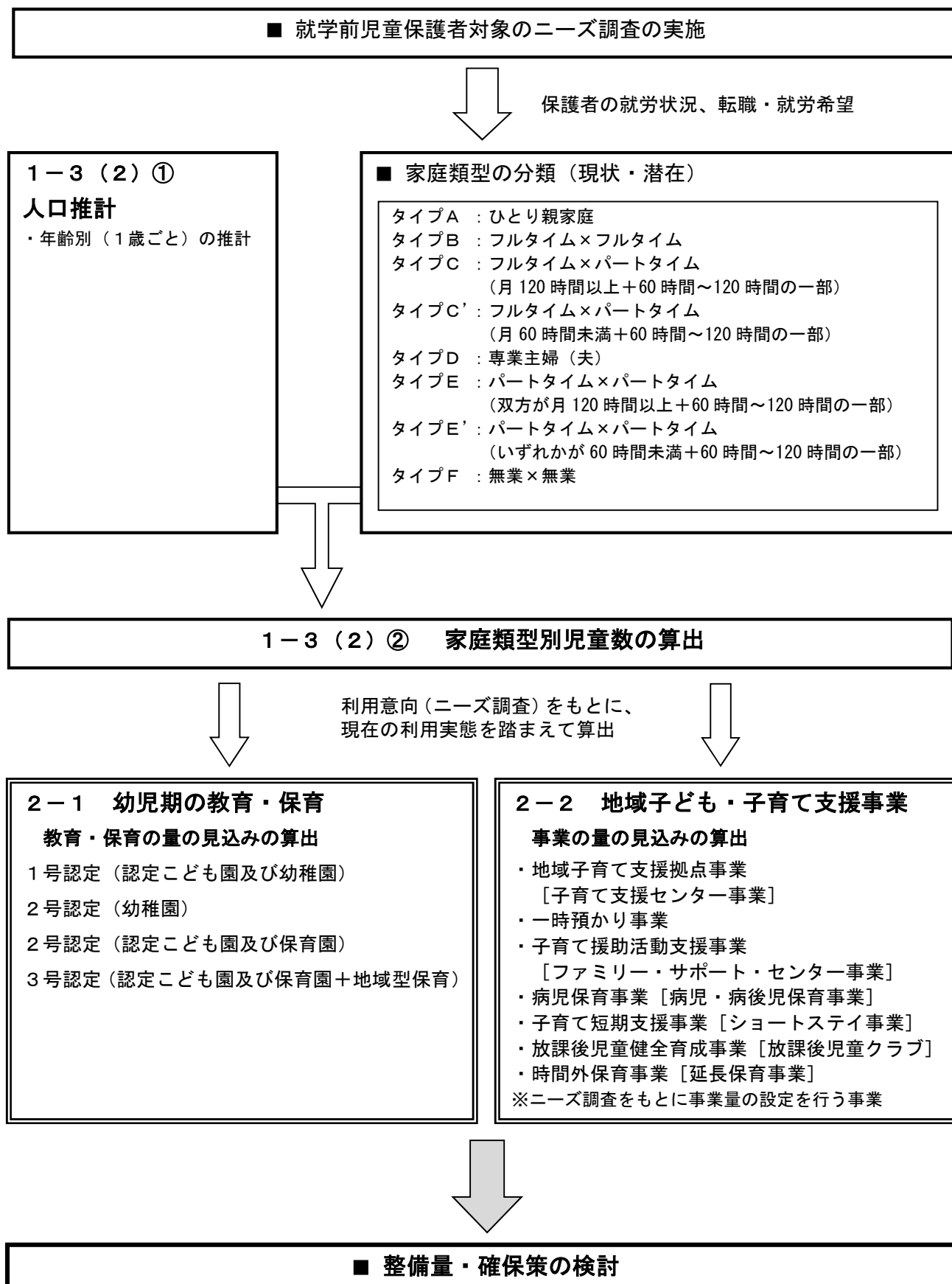


### (3) 地域子ども・子育て支援事業に関する区域の設定

全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

## 1-3 事業量の推計

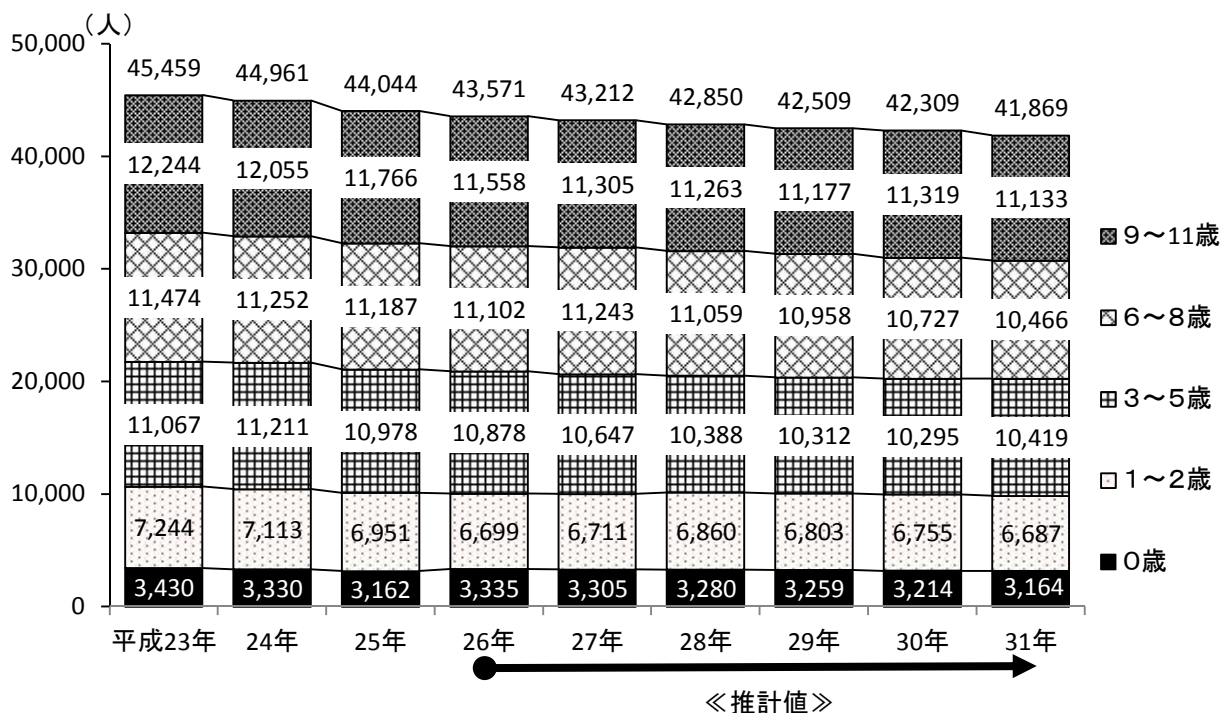
### (1) 推計の流れ



## (2) 児童人口・家庭類型別児童数の設定

### ① 人口推計

平成20～25年の男女別1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、平成26～31年の児童人口を予測しました。



(人)

年齢	計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,305	3,280	3,259	3,214	3,164
1歳	3,433	3,403	3,377	3,355	3,309
2歳	3,278	3,456	3,426	3,400	3,378
3歳	3,478	3,311	3,492	3,461	3,434
4歳	3,579	3,490	3,322	3,503	3,472
5歳	3,590	3,587	3,498	3,330	3,512
6歳	3,734	3,595	3,593	3,503	3,335
7歳	3,706	3,747	3,608	3,605	3,516
8歳	3,803	3,717	3,757	3,618	3,615
9歳	3,623	3,811	3,724	3,765	3,625
10歳	3,816	3,629	3,817	3,730	3,771
11歳	3,865	3,823	3,636	3,824	3,737

※年齢別の推計人口は、小数点以下四捨五入して表示しているため、グラフの値と一致しない場合がある。

## ② 家庭類型別児童数の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの利用意向の把握を行いました。

潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

### ■潜在的な家庭類型(比率)

(単位:%)

家庭類型	現 在					潜 在			
		0歳	1~2歳	3~5歳			0歳	1~2歳	3~5歳
タイプA	4.9	4.8	3.0	6.1		4.9	4.8	3.0	6.1
タイプB	22.5	26.7	23.7	20.7		24.8	30.5	26.7	22.4
タイプC	21.9	8.6	16.5	28.2		21.8	10.5	16.1	27.7
タイプC'	6.9	1.9	4.7	9.3		12.2	6.7	7.6	16.1
タイプD	43.1	57.1	51.7	35.0		35.7	46.7	46.2	27.3
タイプE	0.1	0.0	0.0	0.2		0.1	0.0	0.0	0.2
タイプE'	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
タイプF	0.5	1.0	0.4	0.5		0.4	1.0	0.4	0.2

### ■家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプC' : フルタイム×パートタイム (60時間未満+60時間~120時間の一部)</li> <li>・タイプD : 専業主婦(夫)</li> <li>・タイプE' : パートタイム×パートタイム (いずれかが60時間未満+60時間~120時間の一部)</li> <li>・タイプF : 無業×無業</li> </ul>	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプA : ひとり親家庭</li> <li>・タイプB : フルタイム×フルタイム</li> <li>・タイプC : フルタイム×パートタイム (月120時間以上+60時間~120時間の一部)</li> <li>・タイプE : パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+60時間~120時間の一部)</li> </ul>	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
※ただし現在幼稚園利用	2 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

## 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等

### 2-1 幼児期の教育・保育

#### (1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

##### ① 教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

保育園、幼稚園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有・連携に関する支援の充実を図ります。

##### ア 保育園・幼稚園の状況

本計画策定時、市立保育園 53 か所、私立保育園 14 か所、私立幼稚園 25 か所があります。平成 27 年 4 月に私立保育園 1 か所が開園予定です。

区域 名称	含まれる連区	保育園数			幼稚 園数
		公立	私立	計	
東区域	貴船・大志・向山・富士・西成・丹陽町・千秋町	14	※5	19	7
西区域	神山・大和町・萩原町・開明・三条・小信中島・起・大徳・朝日	19	7	26	7
北区域	宮西・葉栗・浅井町・北方町・今伊勢町・奥町・木曾川町	20	3	23	11

※ 平成 27 年度開園予定 1 園を含む

##### イ 認定こども園整備の基本的考え方

本計画策定時、認定こども園は未設置となっています。認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せもち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色がある施設です。

認定こども園の新規開設や保育園・幼稚園から認定こども園への移行については、保育園・幼稚園の現状や意向を尊重しつつ、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し総合的に検討・推進します。

##### ウ 地域型保育事業整備の基本的考え方

新たに導入される、満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の充足状況などを考慮して整備を検討します。



## ② 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される教育・保育の内容及び水準は、良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要であると考えます。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修などの開催検討その他資質向上に関する支援方策を検討します。

### (2) 幼児期の教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量） (人)

		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定		4,595	3,621	3,534	3,508	3,502	3,544
	幼稚園		538	524	521	520	527
2号認定	保育園	6,113	6,275	6,123	6,078	6,067	6,141
	計	—	6,813	6,647	6,599	6,587	6,668
3号認定	0歳児	173	562	557	554	546	538
	1・2歳児	1,956	2,505	2,561	2,539	2,521	2,496
	計	2,129	3,067	3,118	3,093	3,067	3,034

※平成 25 年度は実数

### (3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ① 1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が非常に短い（月60時間未満）家庭	幼稚園・認定こども園

#### ■市全体

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数(人)	3,621	3,534	3,508	3,502	3,544
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100
確保の内容(定員)	5,624	5,624	5,624	5,624	5,624
特定教育・保育施設	—	1,320	2,640	3,840	5,504
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	—	—	—	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100
確認を受けない幼稚園	5,504	4,184	2,864	1,664	0
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100	稲沢市 20 江南市 100	—	—
過不足※	1,345 (充足)	1,446 (充足)	1,475 (充足)	1,482 (充足)	1,433 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

#### 【方針】

- ・他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載しています。
- ・本計画策定時、市内に認定こども園は未設置であり、幼稚園の利用となります。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

## 教育・保育提供区域

### ■東区域

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年度	平成 30 年	平成 31 年
必要利用定員総数(人)	1,468	1,427	1,417	1,432	1,463
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50
確保の内容(定員)	1,817	1,778	1,778	1,779	1,778
特定教育・保育施設	—	426	853	1,181	1,718
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	—	—	—	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50
確認を受けない幼稚園	1,757	1,292	865	538	0
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50	稲沢市 10 江南市 50	—	—
過不足※	133 (充足)	140 (充足)	151 (充足)	135 (充足)	99 (充足)

### ■西区域

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
必要利用定員総数(人)	1,031	1,002	1,004	992	998
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	稲沢市 10	稲沢市 10	稲沢市 10	稲沢市 10	稲沢市 10
確保の内容(定員)	1,824	1,785	1,785	1,785	1,785
特定教育・保育施設	—	428	856	1,235	1,775
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	—	—	—	稲沢市 10	稲沢市 10
確認を受けない幼稚園	1,814	1,347	919	540	0
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	稲沢市 10	稲沢市 10	稲沢市 10	—	—
過不足※	585 (充足)	581 (充足)	578 (充足)	592 (充足)	584 (充足)

### ■北区域

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
必要利用定員総数(人)	1,122	1,105	1,087	1,078	1,083
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 50	江南市 50	江南市 50	江南市 50	江南市 50
確保の内容(定員)	1,983	2,061	2,061	2,060	2,061
特定教育・保育施設	0	466	931	1,424	2,011
特定教育・保育施設 (他市町村の子ども)	—	—	—	江南市 50	江南市 50
確認を受けない幼稚園	1,933	1,545	1,080	586	0
確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	江南市 50	江南市 50	江南市 50	—	—
過不足※	627 (充足)	725 (充足)	746 (充足)	755 (充足)	750 (充足)

※2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

## ② 2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園

### ■市全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度												
必要利用定員総数(人)	6,813	6,647	6,599	6,587	6,668												
<table border="1"> <tr> <td>幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭</td> <td>538</td> <td>524</td> <td>521</td> <td>520</td> <td>527</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6,275</td> <td>6,123</td> <td>6,078</td> <td>6,067</td> <td>6,141</td> </tr> </table>	幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭	538	524	521	520	527	上記以外	6,275	6,123	6,078	6,067	6,141					
幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭	538	524	521	520	527												
上記以外	6,275	6,123	6,078	6,067	6,141												
確保の内容(定員)	6,950	6,800	6,800	6,800	6,800												
<table border="1"> <tr> <td>特定教育・保育施設</td> <td>6,950</td> <td>6,800</td> <td>6,800</td> <td>6,800</td> <td>6,800</td> </tr> </table>	特定教育・保育施設	6,950	6,800	6,800	6,800	6,800											
特定教育・保育施設	6,950	6,800	6,800	6,800	6,800												
過不足※	675 (充足)	677 (充足)	722 (充足)	733 (充足)	659 (充足)												

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

### 【方 針】

- ・本計画策定時に市内に認定こども園は未設置であり、保育園・幼稚園の利用となります。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

## 教育・保育提供区域

### ■東区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数(人)	1,978	1,920	1,906	1,932	1,976
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	156	151	150	152	156
上記以外	1,822	1,769	1,756	1,780	1,820
確保の内容(定員)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
特定教育・保育施設	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
過不足※	178 (充足)	231 (充足)	244 (充足)	220 (充足)	180 (充足)

### ■西区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数(人)	2,506	2,436	2,441	2,416	2,436
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	198	192	193	191	193
上記以外	2,308	2,244	2,248	2,225	2,243
確保の内容(定員)	2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
特定教育・保育施設	2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
過不足※	242 (充足)	256 (充足)	252 (充足)	275 (充足)	257 (充足)

### ■北区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数(人)	2,329	2,291	2,252	2,239	2,256
幼児期の学校教育の利用 希望が強い家庭	184	181	178	177	178
上記以外	2,145	2,110	2,074	2,062	2,078
確保の内容(定員)	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300
特定教育・保育施設	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300
過不足※	255 (充足)	190 (充足)	226 (充足)	238 (充足)	222 (充足)

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

### ③ 3号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	保育園・認定こども園 地域型保育事業

#### ■市全体

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数（人）		3,067	3,118	3,093	3,067	3,034
0歳		562	557	554	546	538
1～2歳		2,505	2,561	2,539	2,521	2,496
確保の内容（定員）		2,435	2,699	2,876	3,004	3,053
0歳	特定教育・保育	439	467	489	505	511
	地域型保育事業	7	28	38	45	46
1～2歳	特定教育・保育	1,958	2,080	2,178	2,252	2,276
	地域型保育事業	31	124	171	202	220
過不足		△632	△419	△217	△63	19 (充足)
0歳		△116	△62	△27	4	19
1～2歳		△516	△357	△190	△67	0

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

#### 【方針】

- ・本計画策定時、市内に認定こども園は未設置であり、地域型保育事業も無いため、保育園の利用となります。
- ・教育・保育提供区域別では、特に東区域と西区域において、必要利用定員総数に対し確保できる定員が大きく下回っています。特定教育・保育施設及び地域型保育事業を順次増設し、平成31年度までに必要利用定員総数を充足させます。

教育・保育提供区域

■東区域

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
必要利用定員総数（人）		1,100	1,131	1,125	1,118	1,113
0歳	0歳	202	202	202	199	197
	1～2歳	898	929	923	919	916
確保の内容（定員）		807	913	1,030	1,098	1,117
0歳	特定教育・保育	142	147	158	163	164
	地域型保育事業	3	17	27	34	37
1～2歳	特定教育・保育	646	671	720	745	744
	地域型保育事業	16	78	125	156	172
過不足		△293	△218	△95	△20	4 (充足)
0歳	0歳	△57	△38	△17	△2	4
	1～2歳	△236	△180	△78	△18	0

■西区域

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
必要利用定員総数（人）		1,111	1,125	1,114	1,103	1,086
0歳	0歳	204	201	200	196	193
	1～2歳	907	924	914	907	893
確保の内容（定員）		825	983	1,043	1,093	1,093
0歳	特定教育・保育	145	166	177	186	191
	地域型保育事業	4	11	11	11	9
1～2歳	特定教育・保育	661	760	809	850	845
	地域型保育事業	15	46	46	46	48
過不足		△286	△142	△71	△10	7 (充足)
0歳	0歳	△55	△24	△12	1	7
	1～2歳	△231	△118	△59	△11	0

■北区域

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
必要利用定員総数（人）		856	862	854	846	835
0歳	0歳	156	154	152	151	148
	1～2歳	700	708	702	695	687
確保の内容（定員）		803	803	803	813	843
0歳	特定教育・保育	152	154	154	156	156
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
1～2歳	特定教育・保育	651	649	649	657	687
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足		△53	△59	△51	△33	8 (充足)
0歳	0歳	△4	0	2	5	8
	1～2歳	△49	△59	△53	△38	0

## 2-2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質と量にわたる充実を目指します。

### (2) 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、次に掲げる事業について、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

事業名称 [一宮市での事業名称または通称]
<b>母子の健康支援事業</b>
① 妊婦健康診査 [妊婦健診]
② 乳児家庭全戸訪問事業 [こんにちは赤ちゃん訪問事業]
<b>子育ての相談や交流促進についての事業</b>
③ 利用者支援事業 (新規事業)
④ 地域子育て支援拠点事業 [子育て支援センター事業]
<b>一時的に子どもを預かる事業</b>
⑤ 一時預かり事業
⑥ 子育て援助活動支援事業 [ファミリー・サポート・センター事業]
⑦ 病児保育事業 [病児・病後児保育事業]
⑧ 子育て短期支援事業 [ショートステイ事業]
<b>仕事と子育ての両立に資する事業</b>
⑨ 放課後児童健全育成事業 [放課後児童クラブ]
⑩ 時間外保育事業 [延長保育事業]
<b>個別的な支援についての事業</b>
⑪ 養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業]



### (3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ① 妊婦健康診査〔妊婦健診〕

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関や助産院に通院し、検査や保健指導を受けるもので、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により安全な出産を確保します。

#### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	対象者数	3,167 人	3,280 人	3,259 人	3,214 人	3,164 人	3,117 人
	受診者数	3,167 人	3,280 人	3,259 人	3,214 人	3,164 人	3,117 人
	延べ受診回数	39,357 件	38,700 件	38,500 件	38,000 件	37,300 件	36,800 件
確保内容	受診者数	—	3,280 人	3,259 人	3,214 人	3,164 人	3,117 人
	延べ受診回数	—	38,700 件	38,500 件	38,000 件	37,300 件	36,800 件

〔量の見込みの説明〕 翌年度の 0 歳児人数（推計）を対象者数とみなして設定

#### 【方 針】

- すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- 妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳（母子手帳）」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている、健康診査受診票（妊婦健診 14 回と子宮頸がん検診 1 回の計 15 枚）により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

## ② 乳児家庭全戸訪問事業【こんにちは赤ちゃん訪問事業】

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員などが訪問し、安心して子育てができるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握をして今後の支援につなげていきます。

### ■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	現状	計 画				
				平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量	出生数		3,162 人	3,305 人	3,280 人	3,259 人	3,214 人	3,164 人
	訪問件数		3,027 件	3,305 件	3,280 件	3,259 件	3,214 件	3,164 件
確保内容	訪問件数		—	3,305 件	3,280 件	3,259 件	3,214 件	3,164 件

[量の見込みの説明] 0歳児人数（推計）を出生数とみなして設定

### 【方 針】

- すべての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- 市民課などへの出生届提出時に、「赤ちゃんが生まれました連絡票」の回収を行い、出産後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- 連絡票の提出がない方は、出生届の情報から把握し、生後4か月までにすべての家庭へ訪問員・保健師・助産師（新生児産婦訪問を兼ねる）が家庭訪問等を行えるように努めていきます。
- 長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方へは、4か月児健康診査で面接し、養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。

### ③ 利用者支援事業

子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供をし、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する新規事業です。

#### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	実施か所数	—	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保内容	実施か所数	—	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

[量の見込みの説明] 新規事業で試行実施することを考慮し当面1か所として設定

#### 【方 針】

- ・子ども・子育て支援新制度による各種のサービス提供が開始されるなかで、さまざまな課題や利用者のニーズを把握し、平成28年度を目途として実施を検討します。
- ・実施する場合には、専任職員を配置するとともに、子育てサービスを実施する関係機関との連絡会議を設置します。

#### ④ 地域子育て支援拠点事業 [子育て支援センター事業]

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等の事業を実施するものです。一宮市では、子育て支援センターを順次設置し、また、子育てひろばを民間委託して事業を展開しています。

#### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現状 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	76,066 人日	76,066 人日	76,979 人日	76,363 人日	75,676 人日	74,768 人日
確保内容	延べ利用可能数(年間)※	—	171,500 人日	171,500 人日	171,500 人日	171,500 人日	171,500 人日
	実施か所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	過 不 足	—	95,434 人日 (充足)	94,521 人日 (充足)	95,137 人日 (充足)	95,824 人日 (充足)	96,732 人日 (充足)

【量の見込みの説明】 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※移動子育て支援センターの数値を含む。

#### 【方 針】

- 市の子育て支援センター6 か所、民間委託の子育てひろば2 か所、市内の公共施設に出向き臨時開設する移動子育て支援センターを設置しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ニーズ調査に基づき算出した数値では、子育て支援センター等の延べ利用数は減少傾向にありましたが、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、現在の水準を維持していきます。
- 多くの親子に利用をしていただくため、利用案内など広報に努めます。

## ⑤ 一時預かり事業

### ア 通常の一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。一宮市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現状	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量	延べ利用数(年間)	18,630 人日	19,813 人日	19,730 人日	19,591 人日	19,484 人日	19,463 人日
確保内容	一時保育事業	—	49,810 人日	49,810 人日	49,810 人日	49,810 人日	49,810 人日
	子ども一時預かり事業	—	1,280 人日	1,280 人日	1,280 人日	1,280 人日	1,280 人日
	子育て援助活動支援事業	—	4,800 人日	4,800 人日	4,800 人日	4,800 人日	4,800 人日
	計	—	55,890 人日	55,890 人日	55,890 人日	55,890 人日	55,890 人日
	過不足	—	36,077 人日 (充足)	36,160 人日 (充足)	36,299 人日 (充足)	36,406 人日 (充足)	36,427 人日 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

### イ 幼稚園における一時預かり(預かり保育)

幼稚園において、降園後の午後の時間帯に行われる預かり保育です。一時預かりのひとつとみなされます。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

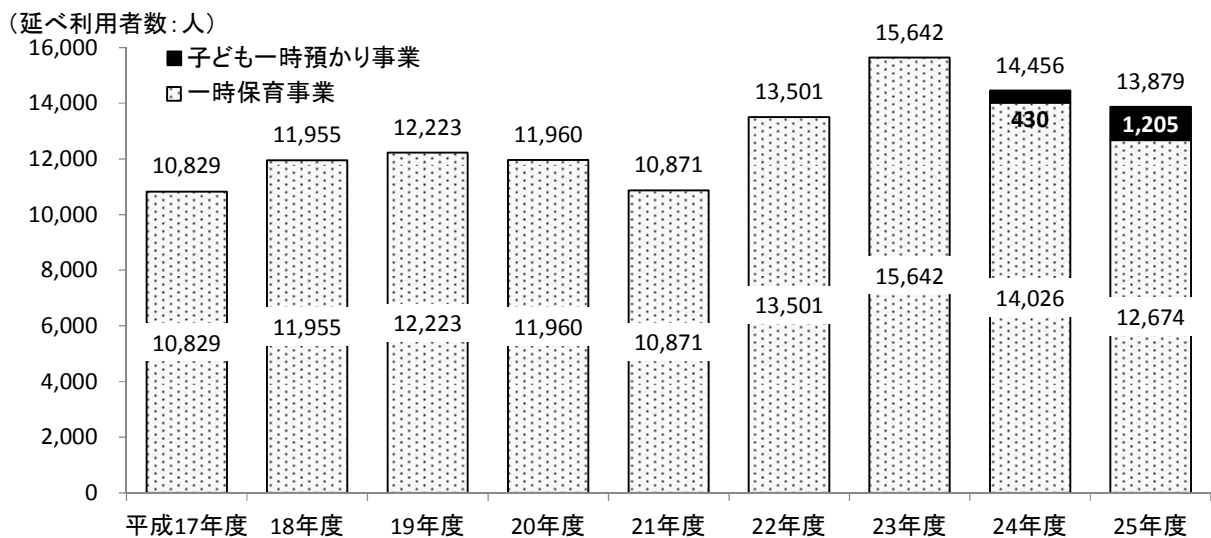
区分・指標		年度	計 画				
		現状	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量	延べ利用数(年間)	71,941 人日	73,000 人日	71,224 人日	70,702 人日	70,583 人日	71,432 人日
	1号認定	—	11,918 人日	11,627 人日	11,543 人日	11,523 人日	11,661 人日
	2号認定	—	61,082 人日	59,597 人日	59,159 人日	59,060 人日	59,771 人日
確保内容	延べ利用数	—	98,000 人日	98,000 人日	98,000 人日	98,000 人日	98,000 人日
	過不足	—	25,000 人日 (充足)	26,776 人日 (充足)	27,298 人日 (充足)	27,417 人日 (充足)	26,568 人日 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

## 【方 針】

- 「ア 通常の一時預かり事業等」のうち、一時保育事業の利用者数は、平成 23 年度をピークに減少に転じており、現状の水準で不足はありません。
- 「ア 通常の一時的預かり事業等」のうち、子ども一時預かり事業、子育て援助活動支援事業は、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- 「イ 幼稚園における一時預かり（預かり保育）」は、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- 利便性向上を図り、また、保護者の社会参加促進や育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

### ■一時預かり事業（一時保育事業・子ども一時預かり事業）の利用状況



資料：子育て支援課・保育課

## ⑥ 子育て援助活動支援事業 [ファミリー・サポート・センター事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。一宮市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

### ■ 量の見込みに対する確保の内容

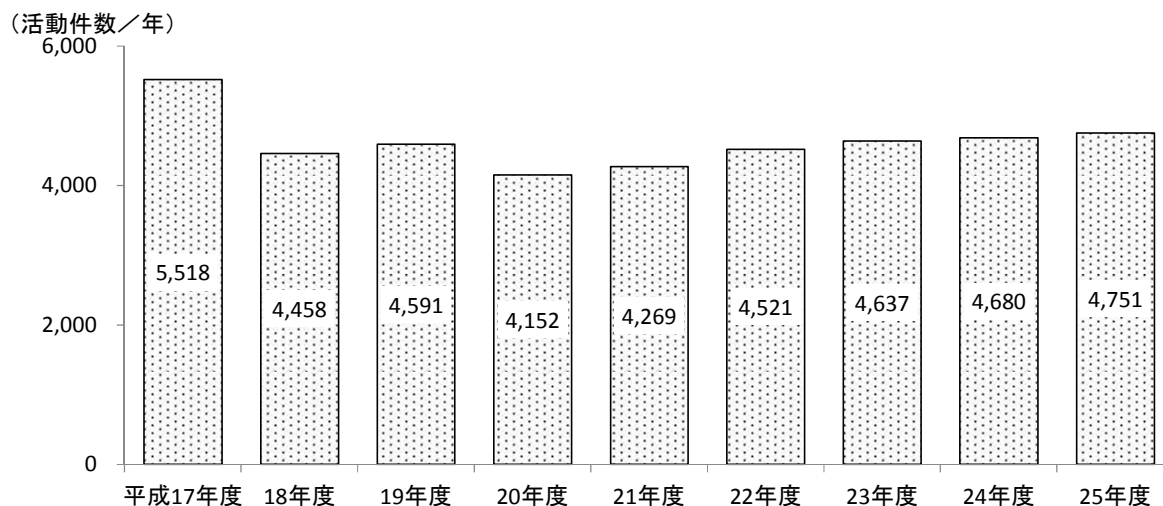
区分・指標		年度	計 画				
		現状	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量	活動件数 (年間)	4,751 件	4,647 件	4,627 件	4,592 件	4,565 件	4,560 件
	うち小学生	1,856 件	1,594 件	1,568 件	1,553 件	1,521 件	1,484 件
確保内容	活動可能件数 (年間)	—	4,800 件	4,800 件	4,800 件	4,800 件	4,800 件
	援助会員数	115 人	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	依頼会員数	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
	両方会員数	67 人	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
	過 不 足	—	153 件 (充足)	173 件 (充足)	208 件 (充足)	235 件 (充足)	240 件 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

### 【方 針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ニーズ調査に基づき算出した数値では、ファミリー・サポート・センター事業の活動件数は、減少傾向にありましたが、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、現在の水準を維持していきます。
- ・実施水準を維持し、急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な援助会員数の増加に努めます。

### ■ ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：子育て支援課

## ⑦ 病児保育事業 [病児・病後児保育事業]

保育を必要とする乳児・幼児または一定の小学生で、疾病にかかっている者について、保育所、診療所その他施設において保育を行う事業です。一宮市では、病気回復期にあるが、まだ集団生活ができない病後児を預かる事業を行っています。

### ■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現 状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	214 人日	722 人日	717 人日	712 人日	708 人日	708 人日
	延べ利用可能数 (年間)	735 人日	1,470 人日	1,470 人日	2,205 人日	2,205 人日	2,205 人日
確保内容	実施か所数	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	過 不 足	—	748 人日 (充足)	753 人日 (充足)	1,493 人日 (充足)	1,497 人日 (充足)	1,497 人日 (充足)

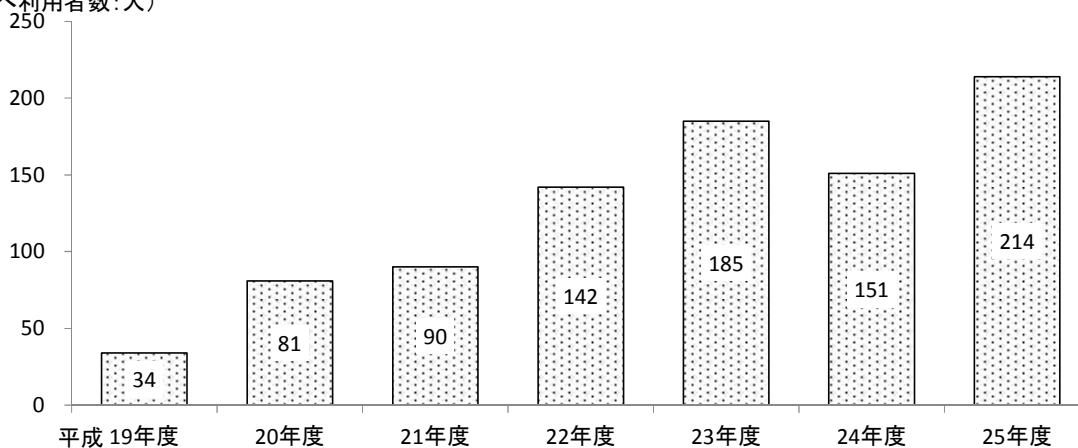
[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

### 【方 針】

- ・平成 27 年度より病後児を預かる施設を新たに 1 か所設置し、2 か所の施設で事業を実施するため、見込み量に対応する体制を確保できる見込みです。
- ・病気中の子どもの保育については、医療機関の協力が必要であり、平成 29 年度を目途に実施の検討を進めます。

### ■病後児保育事業の利用状況

(延べ利用者数:人)



資料：保育課



### ⑧ 子育て短期支援事業 [ショートステイ事業]

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。一宮市では、委託する児童養護施設や乳児院において預かりを行います。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現状	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込み量	延べ利用数(年間)	9 人日	76 人日	76 人日	75 人日	75 人日	75 人日
	延べ利用可能数(年間)	—	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
確保内容	実施か所数	※ 6 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	過 不 足	—	24 人日 (充足)	24 人日 (充足)	25 人日 (充足)	25 人日 (充足)	25 人日 (充足)

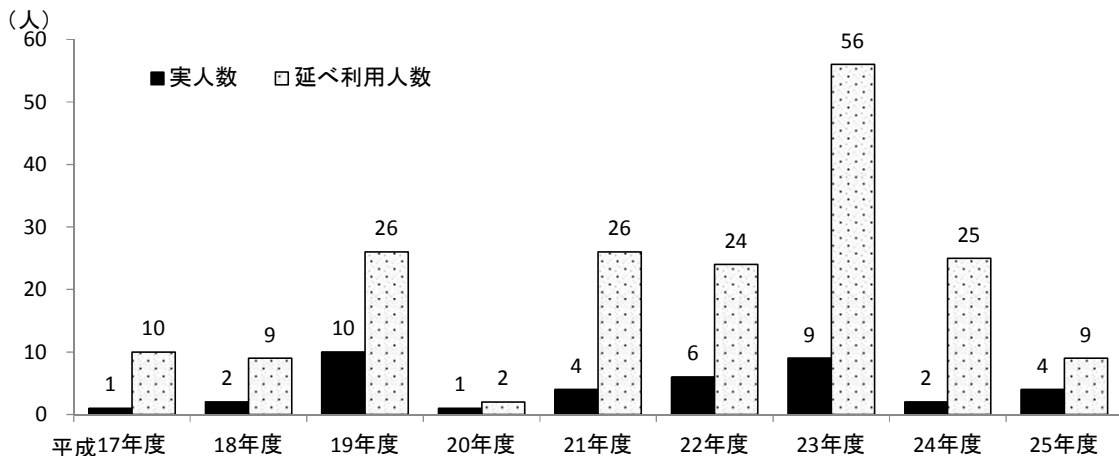
[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出・設定

※母子での利用施設 1 か所を含む。平成 27 年度以降はこれを含めない。

### 【方 針】

- ・宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設 3 施設、乳児院 2 施設があり、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・この事業の利用状況をみると、年度により大きく変動があります。常時利用される事業ではなく、緊急のときなどに一時的に利用されるサービスであるといえます。
- ・アンケート調査結果では、緊急時などに子どもをみてくれる親族、友人、知人が無いと回答した方が、未就学児で 10.2%、小学生で 11.2% ありました。子育てをしていくなかで、さまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして現在の水準を維持していきます。

#### ■ショートステイ事業の利用状況



資料：子育て支援課

## ⑨ 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現状 平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	利用希望児童	※①2,753 人	3,697 人	3,634 人	3,587 人	3,511 人	3,423 人
	低学年	2,753 人	3,132 人	3,073 人	3,032 人	2,951 人	2,874 人
	高学年	—	565 人	561 人	555 人	560 人	549 人
確保内容	定 員	3,056 人	3,934 人	4,165 人	4,305 人	4,425 人	4,545 人
	施 設 数	55 か所	56 か所	56 か所	56 か所	56 か所	56 か所
	※②過 不 足	—	△355 人	△213 人	△118 人	△68 人	0 人 (充足)

【量の見込みの説明】 ニーズ調査に基づき算出・設定

※①平成 25 年度登録者数（平成 25 年 4 月 1 日現在で 3 年生以下の人数）

※②確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が生じます。「過不足」は、この不足数の合計を記載しています。

### 【方 針】

- ・放課後児童健全育成事業に対するニーズは、年々高まってきており、待機児童が生じています。この事業は、放課後に子ども自身が放課後児童クラブまで行き、そこで支援を受けるものであることから、小学校区ごとに需給状況を把握し、利用定員数を確保していく必要があります。
- ・「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事业として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の 24.3% P22 参照）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。
- ・対象となる学年は、「おおむね 10 歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進む」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（内閣府告示）より）とされていることも考慮し、従来どおり低学年を中心としますが、高学年で特に利用の必要性が高い子どもへの段階的拡大について検討します。
- ・待機児童対策と同時に、安全な施設の確保を進めていきます。
- ・この事業と「放課後の子どもの居場所づくり」という点では目的を同じくする「放課後子ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を進めていきます。（P96 参照）

## 【参考：小学校区ごとの状況】

(人)

小学校	児童数(H26.5.1)			児童数(H31 見込み)			増減 (B/A)	受入可能 H26 注1	必要定員 H31 注2	過不足
	低学年	高学年	計(A)	低学年	高学年	計(B)				
宮西	321	355	676	276	320	596	0.88	66	94	△28
貴船	359	401	760	280	345	625	0.82	103	97	6
神山	497	526	1,023	508	492	1,000	0.98	190	168	22
大志	148	131	279	143	148	291	1.04	66	49	17
向山	282	300	582	284	272	556	0.96	148	94	54
富士	271	268	539	242	287	529	0.98	66	83	△17
葉栗	269	290	559	209	254	463	0.83	66	72	△6
葉栗北	243	243	486	193	235	428	0.88	70	67	3
西成	159	176	335	169	174	343	1.02	66	57	9
西成東	158	219	377	125	146	271	0.72	76	43	33
瀬部	272	264	536	206	253	459	0.86	112	71	41
赤見	164	147	311	125	163	288	0.93	75	44	31
浅野	254	262	516	291	285	576	1.12	88	97	△9
丹陽	219	220	439	194	222	416	0.95	66	67	△1
丹陽西	415	408	823	534	481	1,015	1.23	215	175	40
丹陽南	245	250	495	285	266	551	1.11	116	94	22
浅井南	191	215	406	159	179	338	0.83	72	54	18
浅井北	165	171	336	144	169	313	0.93	88	50	38
浅井中	211	233	444	164	201	365	0.82	66	57	9
北方	267	271	538	194	240	434	0.81	66	67	△1
末広	278	288	566	295	297	592	1.05	97	98	△1
大和東	364	313	677	389	403	792	1.17	163	130	33
大和西	238	262	500	246	265	511	1.02	66	83	△17
大和南	140	155	295	146	144	290	0.98	88	49	39
今伊勢	443	475	918	500	486	986	1.07	134	165	△31
今伊勢西	221	235	456	232	225	457	1.00	140	77	63
奥	460	466	926	384	437	821	0.89	126	130	△4
萩原	285	287	572	274	292	566	0.99	60	92	△32
中島	169	204	373	147	159	306	0.82	64	50	14
千秋	191	209	400	185	216	401	1.00	66	63	3
千秋南	160	177	337	145	160	305	0.91	53	49	4
千秋東	128	139	267	113	126	239	0.90	29	39	△10
起	252	243	495	177	202	379	0.77	77	61	16
小信中島	328	323	651	336	367	703	1.08	164	114	50
三条	401	448	849	367	413	780	0.92	150	124	26
朝日東	161	184	345	130	150	280	0.81	66	45	21
朝日西	83	101	184	67	94	161	0.88	40	24	16
開明	202	225	427	201	203	404	0.95	66	68	△2
大徳	242	212	454	186	211	397	0.87	66	64	2
黒田	272	306	578	307	279	586	1.01	99	100	△1
木曾川東	296	282	578	332	322	654	1.13	104	110	△6
木曾川西	393	402	795	377	389	766	0.96	106	126	△20
特別支援	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-
合計	10,817	11,286	22,103	10,261	10,972	21,233	0.96	3,934	3,461	△202

注1「受入可能」平成26年度末の施設整備状況（見込み）で、専用区画面積要件のみを考慮して算定した施設の最大受入可能人数。

注2「必要定員」平成31年度の確保必要定員（平成31年度の低学年児童数×28%＋高学年児童数×5%）。

合計「3,461人」とP92の表中の平成31年度希望児童数「3,423人」との差は推計方法の違いによる。

### ⑩ 時間外保育事業 [延長保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間・保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

#### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度		計 画				
		現状	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	18時以降の利用希望数	2,218人	2,440人	2,425人	2,406人	2,393人	2,393人	
確保内容	利用可能数	2,340人	2,600人	2,730人	2,730人	2,860人	2,860人	
	実施園数	市立	23か所	26か所	28か所	28か所	30か所	30か所
		私立	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	過不足		—	160人 (充足)	305人 (充足)	324人 (充足)	467人 (充足)	467人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

### 【方 針】

- 共働きの増加、働き方の多様化により、ニーズが高まる可能性があります。
- 地域の需給状況等を勘案しながら実施園を増やしていき、見込み量に対応できる体制を確保します。

### ⑪ 養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業]

養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業] は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

#### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	計 画				
		現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	訪問支援 必要家庭	28 件	40 件	40 件	40 件	40 件	40 件
確保内容	訪問支援 可能家庭	—	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件
	過 不 足	—	10 件 (充足)	10 件 (充足)	10 件 (充足)	10 件 (充足)	10 件 (充足)

[量の見込みの説明] 要保護児童・要支援児童の見守り件数等より推計して設定

#### 【方 針】

- ・ 訪問支援のうち、育児・家事援助は、委託によりホームヘルパーを派遣しており、専門的援助は保健師等が実施するもので、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ 一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行うなかで、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行ううえで有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

### 3 放課後対策の総合的推進

#### (1) 放課後対策事業の現状

##### ① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施しています。

事業名称	一宮市放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	一宮市放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室)
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生。希望者が定員を超える場合は必要性の高い子どもを優先。	保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学生。希望者が定員を超える場合は、抽選。
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童保育サービス利用手数料	無償
実施状況	すべての小学校区で実施	平日（キッズi）8小学校で実施 土曜日（キッズプラザ）4小学校で実施

##### ② ニーズの高まり

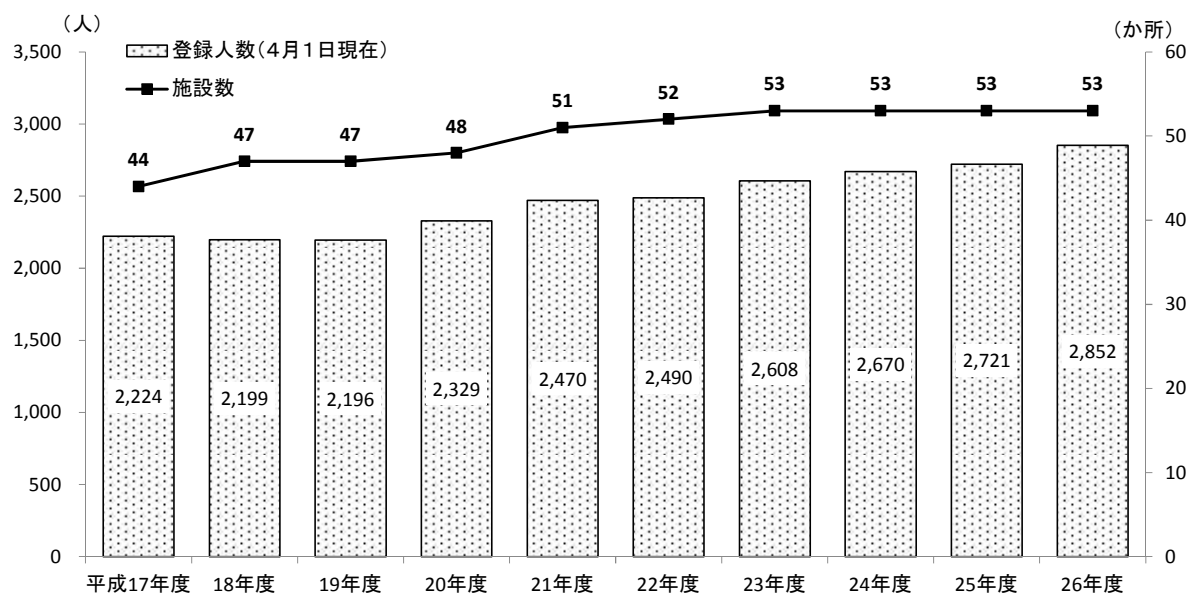
放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まっています。

これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後に多様な体験をさせたいという保護者の希望が増加していることが推測されます。

#### [放課後児童クラブ]

放課後児童クラブの登録者数（利用者人数）は、少子化により児童数が減少傾向にあるなかでも、毎年増加しており、児童数に対する登録者の比率も高まっています。また、待機児童も生じています。

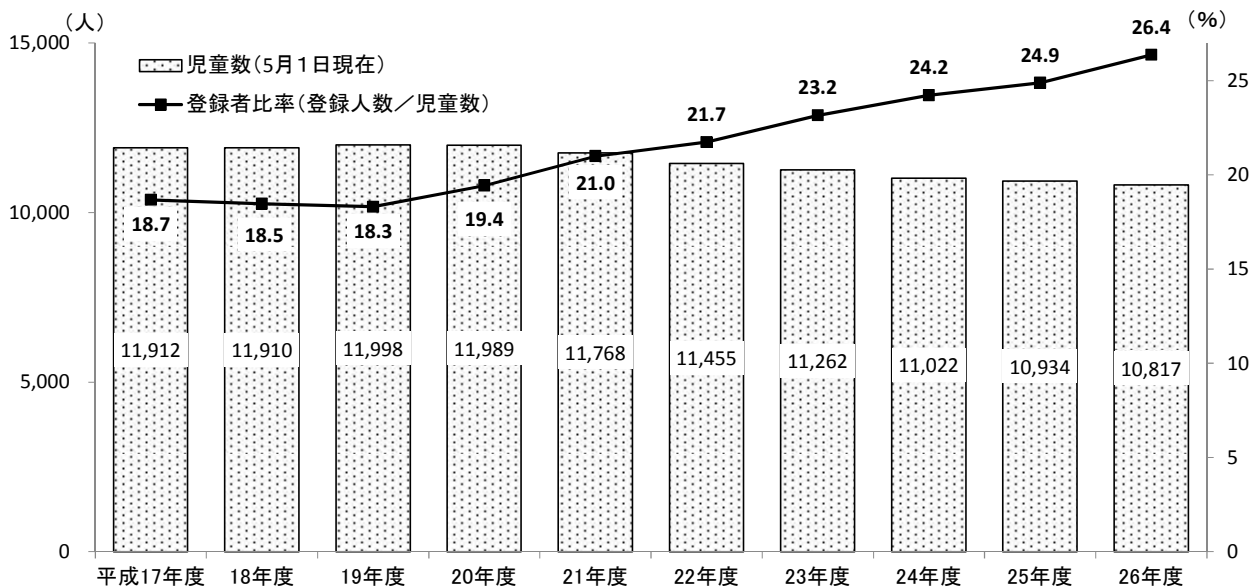
■放課後児童クラブの登録者数・実施施設数の推移



※ 施設数・登録者数とも障害児児童クラブ（2施設）を除く。

資料：子育て支援課

■小学1～3年生の児童数に対する登録者比率の推移



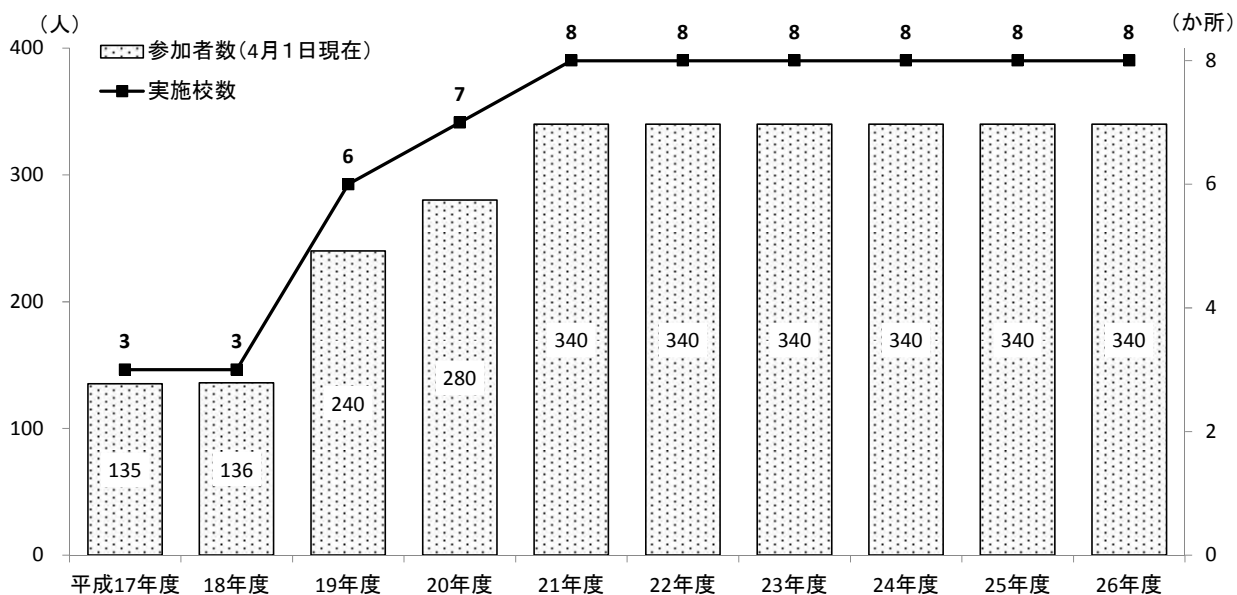
※ 児童数・登録者数とも障害児児童クラブ（2施設）を除く。

資料：子育て支援課

[放課後子ども教室]

放課後子ども教室の利用は抽選となっており、参加人数は、毎年定員に達しています。

■放課後子ども教室の参加者人数・実施校数の推移



資料：青少年育成課

## (2) 放課後対策事業の基本方針

### ① 放課後児童健全育成事業の基本方針

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の24.3% P22 参照）を、基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。

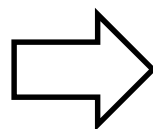
⇒目標・確保方策は、P92 に記載のとおり

### ② 放課後子ども教室推進事業の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

#### ■放課後子ども教室整備計画

現 状(平成 25 年度)	
平日版(キッズ i) 実施校数	8
土曜日版(キッズプラザ) 実施校数	4



計 画(平成 31 年度)	
目標	実施校数 42 すべての小学校で 放課後子ども教室を実施

## (3) 連携による総合的推進

### ① 一体型の推進

同一の小学校内施設を活用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することについては、放課後児童クラブは小学校外の児童館、地域の公民館等を中心に設置してきた経緯があるため、当面は個別に実施を検討していきます。

### ② 連携型の推進

同一小学校区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、今までも、子どもの交流や情報交換を行ってきました。今後は、「(2) 放課後対策事業の基本方針」で示したとおり、両事業とも量的な拡大を推進するなか、それぞれの事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、各小学校区において密接な連携を推進します。

### ③ 連携による事業の推進体制

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」のもとに、「放課後総合対策部会」を設置して検討・推進を行います。

担当	課名
放課後児童健全育成事業主管課	福祉こども部子育て支援課
放課後子ども教室推進事業主管課	福祉こども部青少年育成課
学校施設管理主管課	教育文化部総務課

放課後対策事業の推進にあたっては、小学校施設の十分な活用を検討します。具体的には個別事案ごとに「放課後総合対策部会」で検討を進めます。



#### (4) 児童館の活用の検討

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する児童厚生施設です。児童館の一般利用は、放課後の小学生に居場所を提供する役割を担っており、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように登録をしなくても、自由に子どもが来館して利用することができます。

しかし、一宮市の児童館は、設置後、相当の年数が経過した施設が多いことから、施設の改修、機能の強化を計画的に進めることを検討します。

##### ■児童館の概要

設置数	25館（各連区に1館、ただし、木曾川町連区は3館）
開館日時	月～土曜日 9時30分～17時30分

